

明治十八年四月

廣島熊本兩鎮臺諸兵大演習

一名「兩屯對抗運動」雜記

辛島

目次

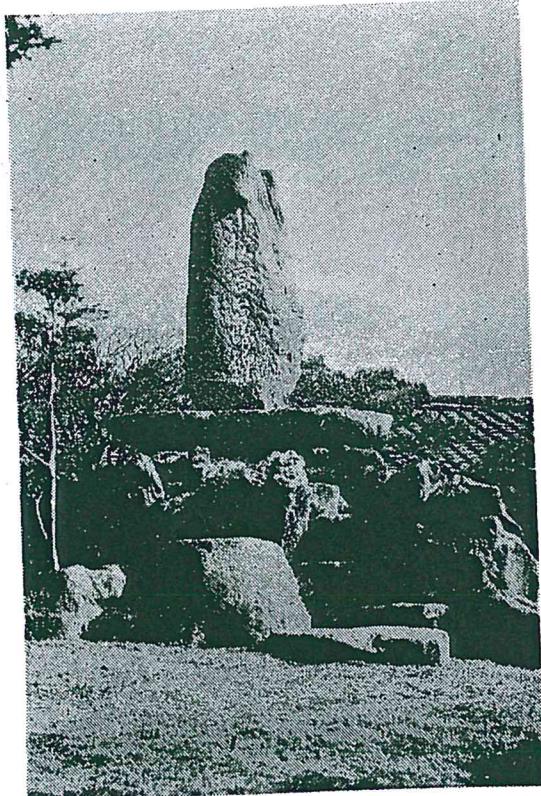
一、緒言	一
一、陸軍初めての大演習	八
一、大元帥陛下御親閥仰出さる	九
一、宇島大橋兵事事務所多忙	一〇
一、豫定御宿泊所	一一
一、聖上御不例御發表	一五
一、各公文書	一五
一、御名代小松宮殿下御統裁	一八
一、宮様御發聲の次第	二〇
一、御上陸地宇島港に決定	二三
一、漁船を徵發して上陸船となす	二六
一、南北両諸團海陸宇島に向て進發	二七
一、參謀長演習方略を發表す	二八
一、両軍の兵力	二八
一、統監部以下諸將星	二九
一、天覽仮敵ぬ馬闕を砲撃す	三〇



小松宮彰仁親王殿下

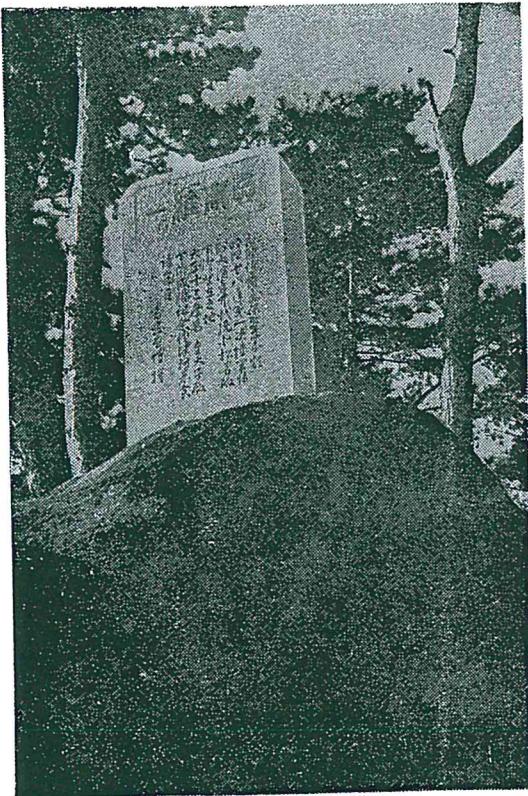
- 一、南北両軍戦闘隊形整ふ 三五
一、御召船宇島港御着 三六
一、歴史的曠古の對抗運動開始 三七
一、御名代宮宇島港御上陸 三九
一、演習の中心地は豊前平野の新田原 四〇
一、觀兵式 四一
一、旅情御慰めの催む 四二
一、小笠原家の舊記 四三
一、小倉御着 四五
一、各將兵の原隊歸還 四八
一、演習豫備資料(一) 四九
一、全上諸物價(二) 五一
一、小倉市民の赤誠 五六
一、演習餘談 六〇
一、一兵卒の記行文 六一
一、各所記念碑の存在 七一

以上



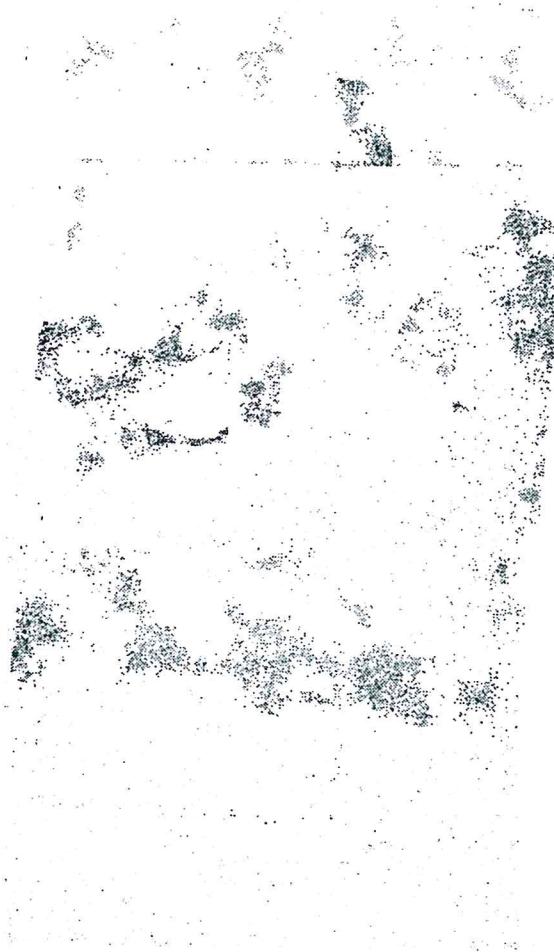
碑臨台宮松小

(邸井今小 島宇町屋八郡上築)



碑地之立野御下殿宮松小

(頂々山丸村津仲郡都京)



はしがき

人類が此地上に生活し始めてから悠久數千年、此間彼等の成し遂げた事績は其數實に夥多しい程あらう。而も其大部の事實は雲散霧消して現に吾人の知り得るのは只單に記録を通しての一部分に過ぎないのである、實に遺憾至極と云はねばならぬ。吾人はせめて現在に起れる重大なる事實丈にても記録として、後代に傳へる事は其責務であると思ふ。此の意味に於て辛島氏の此著書は重大なる意義ある事ご思ふ。

抑明治十八年當地方に於て實施されたる大演習は其目的精神

上より云ふも、天皇親しく御統監遊ばされ其企望の曠大なる當時の國情より見れば寔に重大であつて、我築上郡史上無上の光榮と感激すべき重大事實である。然るに今や年を経る事五十有余年、世の多くの者は其事實の有無をさへ知らず全く忘れ去らんこす、茲に辛島氏奮起、曼に小今井邸に於ける小松宮台臨記念碑建設を主宰し其除幕式を舉行するに至りしが、茲に又其當時の記錄史實を研究して此著をなすに至れり記事極めて要を得其當時を想起すに充分なり、此を讀むの士誰か當時を追憶して感激せざるものあらんや記して以て序こなす。

築上郡在郷軍人聯合分會長

陸軍歩兵中佐 加來和市識

序

昭和十一年十一月八日、小今井邸に先代潤治翁の時、明治十八年四月十七日、畏くも小松宮彰仁親王殿下の御台臨を仰ぎ奉つた五十周年をトして、曩に設けられた記念碑の除幕式を舉行されたが、當主本次氏は此の運びに至つた慶びを廣く世間に傳へ、併せて御聖蹟に關する文献を永く後世に遺す意味に於て、宇島郷土史に精通し、且つ、記念碑建設の發起者たる辛島並明氏の執筆したる小冊子を刊行することとなつた。余は去年五月縣命を帶びて我が國陸軍大演習の嚆矢とも

言ふべき明治十八年四月十七、八両日宇島行橋間で行はれた廣島熊本両鎮台諸兵大演習に際し、畏くも明治天皇御名代として演習を御統裁遊された 小松宮彰仁親王殿下の御聖蹟を調査報告し奉つた關係上、端なくも其序文を求めらるゝこととなつた、余は此冊子に就て所懷を述ぶるよりも明治陸軍史上を飾る 殿下の御功業の一端を偲び奉り以て 小今井家の沿する光榮の絶大なること及び同家お成りの間が我が郷土の最も榮光に輝きたる歴史的存在なることを知らしめ記念碑建設の意義を一層明かにすることが、むしろ大切な任務では

あるまいかと感じ不敏を省みずして快諾した。

擲々小松宮彰仁親王殿下は明治十五年迄は仁和寺宮嘉彰親王と申し奉り、弘化三年正月東伏見宮邦家親王第八の宮としてお生れ遊した。御観明に渡らせられたとは申すも畏れ多いことで、早くも主政維新の大業に参画せられ議定として新政の権機に與り明治元年鳥羽伏見の役後征東大將軍に任せられ元弘以来絶えて仰ぐことを得なかつた錦旗節刀を授けられた。

當さんへトおん馬の前へでキラードするは何ぢやいな あれば朝敵征伐せよどみ錦のみ旗ぢやないがいな……トヨドシヤレドシヤレチ

皇軍の向ふこころ錦旗の翻るこころ敢へて敵する者なく武家の統領たる前將軍徳川慶喜も戦意を失ひ、大阪に退き倉皇として江戸に逃げ歸つた。爾來 明治天皇の御信任益々厚く御身を陸軍の重きに置かせられ、明治二年英國に御留學、九年陸軍少將に、十三年陸軍中將に、十五年大勳位に、二十三年陸軍大將に、二十四年近衛師團長に任せられ、日清戰役の後年たる二十八年には參謀總長の要職に就かれ、更に征途に上らんとし給ひしこともあつた。斯くて三十一年には帝國軍人の最高位たる元帥府に列せられ、常に有栖川宮熾仁親王殿下と

明治陸軍史上の双壁として國民の敬仰措く能はざるものがあつたが、三十六年五十八歳にて薨去遊され、國葬を以て送り奉つた。小今井邸へ御台臨遊したるは四十歳の御時で陸軍中將近衛都督で居られたので、啻に小今井家のみに留まらず我が郷土の光榮之にしきものなく明治時代四十五年の永きを通じて得たる唯一の御聖蹟である。而も 殿下の御乗船參らせた山城丸が燐として輝く皇旗を朝暉に映じながら入港した宇島港の光榮を回想する時、今や同港が國營港として其面目を一新し北九州の副港として瀬戸内海に對する新使命の許に

大に躍進せんとする氣運を壽ぎ、郷土の一員として強き感激を覺める次第である。終りに臨み小今井家の隆昌を祈り、先代潤治翁の遺徳を稱へ、當主本次氏の篤志に深く感謝の意を表したいと思ふ。

福岡縣史蹟名勝天然記念物調査員

正六位勳六等 青木庄一郎 識

序

衣食住に關する「お國自慢」は材料と人を得れば大抵眞似の出來ぬ事はない、然し歴史的「お國自慢」は仲々そんなに眞似の出來るものではない、我が豊前地方の人が他縣に行つた時、歴史的お國自慢を問はれたならば十人が十人「宇佐に鎮座します宇佐八幡」と、頼山陽により有名になり過ぎた耶馬溪と、毛谷村六助で有名な英彦山」こ答へるであらう、又是れなら日本全國識らぬ人は恐らくあるまい、而して是等の地方の持つ誇りある歴史は清麿の清節、山陽の尊王、六助

の至孝と共に後世への遺訓であり、指導であり、生きたる教養資料として永久に光りを傳ふるものではあるが他に移し動かすこの出來ぬ存在である。

然るに我郷土豊前地方が今一つ他縣に誇り得る歴史的お國自慢を有し乍ら、他縣の人は元より地方人自からも忘れんとしつゝある重大な歴史的忘れ物がある。これは明治十八年四月我豊前地方で行はれた九州第一回の特別對抗運動である畏くも大元帥陛下親しく錦旗を進め給ふ現今の特別大演習の濫觴であつたが不幸にして陛下御不例のため俄に御名代こし

て小松宮彰仁親王殿下御統監のため宇島港に御上陸遊ばされた一夜を勿体なくも一民家に御假泊を賜ふた光榮を私は祖先より語り継ぎ言ひ繼ぎ恐懼感激し五十二年後の本年十一月印ばかりの台臨記念碑を建設し、子々孫々聖地の歴史を汚さる様注意を喚起した譯であるが、此對抗大演習は前述の如く本邦特別大演習の濫觴であつて、その光榮に浴した地方人士は忘れてはならぬ誇りであり名譽ある郷土の歴史として子孫に言ひ傳ふべきものであるに拘らず、星移り人更りで茲に五十年、その當時の模様を記憶する長老も曉天の星となり、纏

つた記録は不幸散失、郷土の人すら印象薄らぎ、あたら郷土歴史の誇りを忘れられんとする秋、郷土史の熱心なる研究家辛島並明氏は是等散失せんとする参考資料を蒐集し、遺蹟を訪歴し、古老の門を叩き、あらやる苦心と多年の日月を惜まず茲に「廣島熊本両鎮台諸兵大演習」を著し、郷土の誇りある「お國自慢」を、も一つはつきり後世に傳ふべく努力された、洵に郷土史の恩人であることはねばならぬ、此小冊子の記録が誇りある郷土の歴史を物語ると共に數多の地方人士の指導となり遺訓となり、祖先への追慕となつて次ぎ／＼に忠

臣孝子節婦を生むかを考へた時、筆者辛島氏は啻に郷土史の恩人たるのみならず、國民精神の涵養上の功勞者と認めねばなるまい。

昭和十一年十二月

於下關寓居

小今井本次誌

序文

私は軍事上のことは門外漢であるが、偶々昭和八年末郷土の史實資料をあせる裡、不圖郷土に於ける大演習に參加したる或る一兵卒の記行文を手に入るゝ事を得て、之こそ私の尋ね需めんとする古老の咄に聞いてゐた我國初めての演習が、我宇島の波止場から起つて新田原を中心に行はれた五十年前の貴重な資料であつた事に雀躍したのである。乙が大なる手蔓となつて資料蒐集調査中、尙ほ今吉將校團長、加來聯合分會長、又は演習當時實見していた現在八十叟の筒井前縣會議員

諸氏からも貴重な資料を給はり以て之を記述し曩に築上紙を通じて「廣島熊本鎮台諸兵大演習」と題し半歳に亘り發表したことがあつた。

其記事からして小今井醫學博士は御名代宮様の御駐輦趾碑を宇島本邸に建設を見るに至りましたが、之も博士の先々代潤治翁が宮様を奉迎して以來嚴肅に御趾蹟保存に努められたる一念、皇室尊嚴の意を體承して催されたる事にある。

次いで之を契機に有志の勧誘に依つて一片の新聞は多くは見た當場限りで捨てられて仕舞ふから、此貴重な記録は冊子ご

して遺して貰ひたいとの希望に任かせ、淺學菲才をも不省、爰に本書の刊行を見るに至つたものである。

從て本書發行をして間違なからんことを念じ、正鵠を期した筈であるが何分五十年の昔の事ではあり、若し誤の点あらば御寛じを願ひ、又聊か御参考ともならば洵に幸甚ご存ずる次第である。

終りに臨み本史の爲め資料を寄せられた諸家に對し謹んで其の好意に謝意を表するものである。

昭和拾壹年拾壹月

福岡縣築上郡八屋町宇島

編者 辛 島 並 明 識

『廣島熊本兩鎮臺』諸兵大演習雜記

緒 言

(一)

過る昭和九年内務省は 明治大帝御聖蹟地調査の行はれた際、我豊前の地に明治拾八年櫻花の盛る四月、廣島熊本兩鎮台諸兵大演習、一名両屯對抗運動が舉行せらるゝに當り、畏くも大元帥陛下御親閨仰出され遙々豊前の地に大蘇を進めさせらるゝ御豫定と伺ひ奉りしこころ俄かの御不例に渡らせられ爲めに演習は一時延期となり既に出發の諸團は途中に待機、又は引返へしとなりたるもの

あり次いで、小松宮彰仁親王殿下御名代仰出され、伯爵大山嚴中將閣下、其他、國の大官、扈從陪觀のもとに舉行せられた、其の際 御名代宮様御初め、廣島鎮台海路上陸地が宇島港にして又演習が宇島港、阜頭に依て初めて切つて落された一發の砲火から展開され、西へと轉戦し、豊前仲津郡(今の京都郡)新田原を中心 に壯烈極まる、遭遇戦を演じたる其の事蹟からして新田原丸山の御野立所をして、地元京都郡が一丸となり丸山會を組織して我築上郡にも當時、演習地の關係から應援を需めて御聖蹟地編入方の請願猛運動が捲き起されたことがある。

(II)

當時我國鎮台制度の編制、兵力から調べて見ると
明治十二年末鎮台條例の改正となり、七軍管、六鎮台となつていて（鎮台制

は明治廿一年五月十二日を以て廢止となる）

即ち所屬隊數にして

十六聯隊（四十四大隊）

騎兵一大隊と一中隊

砲兵七大隊と三中隊

海軍砲隊

工兵三大隊と一中隊

輜重兵一中隊と二小隊

以上から成つてゐる。

其の兵力は平時に於て四万人内外と聞く。

當時の日本の人口は三千萬と曰はれるが、現在の人口は九千萬を突破して二十

個師團の常備兵あり。

(三)

以上五十年今昔の兵力を比較して明治十八年の貳個鎮台參加の演習は決して普通の演習にあらず、殊に精銳部隊と兵備を充實してゐると謂はれる熊本、廣島兩鎮台諸團が師團編制の直前、豫備兵並に歸休兵を復習として召集したる兵力は相當のものと思ふ、又或る程度の海軍援助を受けたものゝ如く、當時海運界の幼稚なる時代に遠隔の地、豊前宇島に向つて兩諸團の大兵を進發、輸送せしめなることは大規模と云はざるを得ず。

(四)

聞くところに依ると聯隊歴史ではこの明治拾八年の演習が記録されてなく第一

回大演習は明治廿二年十月埼玉縣で行はれ第二回が全廿三年三月尾參で舉行されたと、又特別大演習條例は明治廿五年の制定になり第一回特別大演習は明治卅年十一月七日より三日間久留米地方に於て舉行されたことになつてゐる。然し條例は尊重すべきだが師團編成前の鎮台制度の時代とを問わず苟しくも我陸軍叙上の明治維新後初めて舉行せられた大部隊の對抗演習である以上、而かも畏くも大元帥陛下御親閱仰出された程の演習が單なる演習にあらざる事は謂ふまでもなく仮令特別の冠りなくとも第一回の大演習には間違ない事實と謂はざるを得ず。

(五)

殊に當時の對外關係即ち對清状勢が頻る緊迫せるものらしく、日本の生命線た

る韓國に明治十五年及び拾七年の事變が勃發して日清間の折衝問題不絶清廷は韓國を屬領扱の如く爲すため遂には伊藤博文公を特命全權大使に任じ清國に派し清廷は李鴻章を全權大使とし天津に會し成立したのが所謂天津條約である恰度其の大演習時にあり而かも時日を同ふしてゐる、天津條約に依て朝鮮の獨立が認められるに至つた即ち條文を見ると

一、日清両國は共に韓國より駐屯兵を撤去すること

一、兩國互に軍事教官を朝鮮に派せること

一、若し朝鮮に出兵の必要ある時は互に知照すること

この成立に依て日本に凱歌が舉つたのであるが此演習と此條約は緊迫せる對外關係に際して時日を同ふする上から見ても普通の演習とは信じられぬところであり、後年朝鮮に東學黨の蜂起に端を發し天津條約を無視した清國のため日清

戰爭となり、小松宮親王殿下には參謀總長、次いて征清大總督の職に御就任親しく御出仕遊ばされ、膺懲された清國は李鴻章をして講和全權大使に任じ日本に派し馬關 春帆樓にて無條件講和の成立となつた、この記念すべき馬關條約は我國最初の大演習たる明治拾八年四月拾七日の滿拾年後の廿八年四月拾七日なりとは、何らか神秘な因縁なるかを思はしむ。

(六)

憶ふに何事も初まりが大事である爾來星霜五拾有余年、積年催さるる演習の試鍊は日本精神の涵養となり今日世界に超躍して日本の姿を現して居るのである以上の見地から何れの点を綜合しても豊前平野が陸軍大演習の初りであつて、宇島港は陸軍大演習の發祥地を見る貴重な地と思ふのである、又明治卅年十一

月の第一回、特別大演習時にも、廣島五師團の大部隊は矢張り宇島港に上陸したる演習に因縁の地たると同時に歴史上忘る可からざる地なればなり。

陸軍初めての大演習

抑も「廣島、熊本両鎮台諸兵大演習」即ち我日本初回の陸軍大演習としては豊前、宇島港の埠頭に依て初めて發せられ、亦之は陸軍大演習と稱すと雖も海を隔てゝ行ひし海、陸協同の意味も含まれる特種を持つて居る。殊に畏くも明治天皇陛下、御名代の御名の下に小松宮彰仁親王殿下の御親閥遊ばされた御事蹟之なりとす。

茲に於て予は郷土の史蹟として、調査を試み其得たる枝葉末節に觸るゝ事をも省りみず記して見たいと思ふのである。

時は明治十八年春朧き四月、廣島、熊本両鎮台、後備兵並に歸休兵を復習として召集し、初めて諸兵を師團に編制したるの時、「廣島、熊本両鎮臺諸兵大演習」として兩鎮台の對抗演習を舉行せんと計劃し（一名両屯諸團對抗運動）たるものなり（當時我陸軍即ち鎮台條例は明治十二年末に改正され明治廿一年九月十二日を以て廢止となる）

大元帥陛下御親閥仰出さる

畏くも明治天皇陛下親しく御統帥あらせらるべく、演習地豊前地方へ御行幸仰せ出されたと承はるのであり、御上陸地として宇島港を御治定との御發表が一度び傳へらるゝや當時、九州の地は萬物生氣あり、山川草木に至るまで、舉つて聖駕を迎へ奉らんと致し、廣島鎮台亦、海路宇島港に上陸と決定せられ、

其の重大使命を有する宇島の地に向つては縣は素より両師團本部より凡ゆる調査命令が矢継ぎ早に傳達して来る。先づ第一に行つたのが軍用の爲初めて臨時電信が架設せられる

宇島大橋兵事々務多忙

其の演習地區域は上毛、築城、仲津、京都の四郡に亘る（現在は二郡、明治廿九年の合併）當時地方長官として福岡縣令岸良俊介、關係郡町村に京都、仲津両郡長に山本重暉（此人、明治十一年十月十七日初代郡長として就任して二期に及ぶ）築城、上毛両郡役所、郡長心得に郡書記長野恰、宇島村戸長に吉村源内諸氏の時代であり、福岡縣にては同年四月四日より大橋村と宇島村の二ヶ所へ兵事々務所を設けて之に詰切りたる派遣、縣屬、左の如し、

大橋事務所詰

古賀七等屬

石照等外

松井十等屬

三角御用掛

池尻御用掛

飯島九等屬

大橋等外

宇島事務所詰

同村役場内

渡邊六等屬

松本等外

渡邊九等屬

堀等外

片岡郡書記

大橋等外

尾崎收稅屬

武井十等屬

斯くて軍部の出入りは織るが如く両地に向つたが調査亦進められて、畏多くも宇島行在所以下各官省、宿泊所の御決定も見るに到つた。

豫定御宿泊所

即ち、左の如くである。

守島行在所以下官省宿泊所

但し豫定の宿舍割

小今井宗治 行在所

城戸崎益太郎 皇族三方

小今井宗治 (大臣 一人 従者 二人 巡査 三人)

石田全三郎 (參議 一人 従者 二人 巡査 二人)

水江喜代七 (内務卿 一人 従者 二人 巡査 二人)

角野 庄助 (陸軍卿 一人 従者 二人 巡査 二人)

中島 全七 (海軍卿 一人 従者 二人 巡査 二人)

佐藤 良吉 (太政官、宮内省 三人 屬 一人)

(書記官 三人 屬 一人)

保田八九郎 (侍従 六人)

佐藤卯太郎 (侍従 六人)

關 政吉 (侍従醫院 四人 従者 一人)

宗 芳平 (御用掛 四人 従者 一人)

岡部 弥七 (近衛七官局員 十人)

小林 嘉平 (宮内務課 四人)

大江 ノブ (宮内、屬 二人)

福島 健平 (宮内、屬五人 内膳課、外二人)

吉田徳太郎 (宮内、屬 二人)

(御廄課、屬 二人)

中島丈平

(宮内、屬二人 宮内、屬二人 仕人十二人 朝事典丁八人 四人
内庭課雜掌 八人 朝事典丁四人)

保永松三郎

(内匠課 屬二人)

以下省畧

宇島部百五十人

註 小今井宗治あるは小今井潤治の息子の名なり

斯の如く、大元帥陛下を初め奉り、扈從する皇族宮方、又は國務大臣の殆んど全部、即ち日本の鏘々たる首腦部を擧げて、豊前一地方にと集らんとする將に空前絶後のことであり、其の各準備に忙殺されたるは謂ふまでもないのである。

畏れ多くも、行在所の光榮・浴せらるゝ事となつた、小今井家にては時、恰かも新築作業中なので晝夜兼行、工を急ぎ爲に奥床壁は土塗りの乾燥を待つ余裕なく板壁として紙表装に替へ、非常時用水に龍吐水(消防器)の設置、八屋宇島町としては一般街路、軒先は樋の取付を施す等をさく準備を整へてゐた

聖上御不例御發表

が、愈々東京御發輦は迫る四月十日の前日即ち九日の御公表に依て

聖上陛下、俄かに御不例の報が耳朶を破るが如く傳へられた、二報三報と續く遂に一時御延期と相成つた。然し演習司令部よりは以前、準備に怠らぬ様との飛電もある、熊本鎮台にては豫定の如く既に七日出發して行軍の途中にあり留守師團より命令に依て待機又は一部隊の歸營するあり、廣島鎮台又海路出發を延期となつた

各公文書

其の各公文書、公電に依ると、

(其二)

聖上御風氣に付御發輦延引被仰出候段電報到着之旨、通知來り候條此段及
御通知候也

明治十八年四月九日

大橋兵事々務所印

宇島兵事々務所御中

追而本文之旨に就ては演習の如何師團部に付問合候處昨今團長不在のみな
らず未だ何分到着不致追て内務省より再報の上相決報に付依然準備可然儀
と被相考候此段申添候

(其二)

大演習、御親閱の爲本月十日、御發輦可被遊筈の處御風氣に付御延引被仰

出候に就ては曩に師團長より被相達候徵發物件并に演習地所徵用の儀も近
く御確定日限に依り更に及御通報候迄、延引候義と御心得有之度此段及御
通牒候也

明治十八年四月十一日

演習師團參謀長 步兵大佐 阿武素行

福岡縣令 岸良俊介殿

(其三)

久留米旅團本營國司第六旅團長より左の通り電報ありたり。

主上御風氣御發輦御延引に付第十三聯隊第一大隊第二大隊、久留米砲兵第
六聯隊第一第二大隊は葦屋。同第三大隊ハ崎山。滯在後命ヲ待タシム其他
ハ悉皆、歸營セシム尤モ滯在地歸路宿營中糧食ハ便宜ニ爲スヘキヲ命ジタ

リ此旨通報ニ及ブ

四月十日

福岡縣兵事課印

宇島兵事務所御中

聖上の御風氣は民草の最も畏懼する處であつたが坊間傳ふる處として傳へらるゝ處による。前年來の對支外交即ち明治十七年朝鮮事變の余波。恰かも演習に際して其の四月十八日、天津條約が成立となり旁々外交重要、御政務に忙殺され、隨つて各大臣、亦扈從中止の方もあるに至りしども謂はれて居る、然し演習規模には何等變更なく舉行せられた事になつてゐる。

御名代小松宮殿下御統裁

大元帥陛下、御行幸は遂に御取止めと相成り其の驚愕は同胞三千萬の赤子齊しく憂愁に包まれたことは謂ふまでもないところ、而して、演習は十五、十六日の豫定が十七、十八日と二日間の延期と發表され、次いで十二日の御發表にて小松宮彰仁殿下御名代仰出さる。

因に小松宮彰仁親王殿下は元、仁和寺宮嘉彰親王殿下と申し奉り弘化三年三月十六日の御誕生にましまし維新戊申の役には征討大將軍として錦旗を翻し又日清戰役には有栖川熾仁親王殿下の御跡に代りて參謀總長の職に就かせ給ひ更に征清大總督に御任せられるや間もなく清國より無條件講和が成立となる、此講和條約は實に明治廿八年四月十七日なり、其の十年前の全月全日即ち明治十八年四月十七日は豊前平野に於ける陸軍最初の大演習に於ける宇島港に御上陸御統裁あらせらる。

我水產界としても忘る可からざるは明治十五年二月大日本水產會が初めて設立せらるゝや全小松宮殿下を會頭に奉戴して以來漁業法案の制定に及び漁家の擁護に福音を齎らさる。

東京御發輦を四月十四日と御決定、型の如く儀裝の奉送裡に横濱港より御召船山城丸に乘御あらせられ宮内省杉孫次郎二等出仕、藤澤、岡田、の両侍従、伯爵陸軍卿大山巖、大臣井上馨（内務卿？）外貴顯の方々其他、御附武官扈徒し、同船指揮官、井上良馨海軍大佐同乗至十四日午前十時三十分解纜、一路演習地にと御下向に御就きのことである。

宮様御發輦の次第

横濱港にての御乗船の次第は其の前、十日聖上陛下御乗船、御豫定通りの御資

格と御變りなきものと窺ふのである。

即ち其の御次第を承り見るに

- 一、當日國旗掲揚と同時に御召船山城丸其他横濱港碇泊内外國軍艦は満艦飾をなす。
但御召船、山城丸にて整合旗を下すと同時に他の軍艦は満艦飾を爲し而して山城丸は前檣上に先任旗、後檣上に國旗、刃旗を掲げ旗竿には國旗のみを揚ぐ。

- 一、横濱に碇泊の外國軍艦あれば全港碇泊の先任艦より禮式に係る事項を前日までに通知すべきこと。

- 一、正午十二時御用邸、波止場より御召、端舟へ乗御の時は海軍卿は棧橋まで御先導、而して、御陪乗の事。

一、御召端舟及び其曳舟小蒸氣船は豫め鎮守府より廻す可き事。

二、護衛として海軍少佐二名乗組の事。

一、波止場より御召船まで海路は諸艦長端舟を二行に列し御召端舟を護衛するの順序左の如し

第一、扶桑艦、第二、金剛艦、第三、東艦、第四、筑紫艦
第五、春日艦、第六、天城艦、第七、天龍艦、第八、筑波艦
第九、雷電艦、第十、淺間艦

一、御召端舟へ乗御、海路行進の時は御旗を見認め内外國軍艦より皇禮砲施行の事。

一、御召艦へ乗御の時は同船、乗組の兵曹長二名は舷側に在て同音の箏笛を吹き士官二名は舷梯上下の兩側に奉迎し上長官は舷門に奉迎し海軍旗を前檣

上に揚げ先任旗及國旗を下し御召船乗員は整列し樂隊は奏樂し番兵は捧銃の事。

一、午後一時御乗船、而して内外の軍艦は御召船の通過する時、發射式施行の事。

事。

以 上

御上陸地宇島港に決定

御廻航地の宇島港に向つては其際更に六師團本營より御上陸に付打合せの爲め田中大尉外二三名の將校を宇島に派遣さる。

又御名代に就ての公文に曰く

(其二)

在久留米渡邊六等屬より別紙の通り申越し候條爲念及御通報候也

明治十八年四月十二日

大橋兵事々務所印

宇島兵事々務所御中

小松宮御代覽演習の事に確定す各兵先發百人余、熊本より各驛を経て府中に宿泊、小石原通りの筈に付古賀、片岡等直ぐ府中に到る當歩兵は十三日秋月に出發、徵發の事は夫々掛合ひたり又縣廳へも直ぐ電報す豊前各部へも急ぎ通知あれ。

(其二)

明治十八年四月十四日

大橋兵事々務所印

行事出張御用掛御中

来る十七日小松宮様宇島港より御揚陸同所御一泊相成候趣、其筋より演習師團本營へ達來候旨に依り廣島鎮台諸隊、宿舍割の都合有之に付宮様はじめ供奉の非面々宿所、姓名入用の旨師團本營より示談有之候に付乍御手數宿主姓名及割當官、各等至急御報知相成度此段及照介候也

(其三)

小松宮當港より御上陸に付御旅館並に供奉官投宿所は當地、小今井宗治本家。隠宅并に宗芳平方へ豫定相成候此段御通知候也

四月十五日

演習師團出張所御中

宇島事務所印

漁船を徵發して上陸船となす

其地の準備

斯くて刻々と逼る諸兵上陸地の宇島にては前日の十六日廣島鎮台計官よりの通達にて徵發しある上陸用に漁船百四十七隻は其の日の午前十一時迄港外沓川浦に悉皆廻漕し待機せしめて居る。即ち其の内譯は

四間 漁船	十一 隻
三間 同	四十四 隻
漁船二艘揃	七十五 隻
同 上	十五 隻
棧橋用雇切	貳 隻

計 百四十七隻

又同港、地波止の鼻には多數の四斗樽を浮べ材木を括り合せて棧橋となし上陸に備へてあり。

南北両諸團海陸宇島に向て進發

両鎮台出發 熊本鎮台は七日より行動を開始して居り廣島鎮台の先發隊は演習一週間前から宇島に宿泊して附邊一帶の測量迄して来て居る愈々本隊は十五日と十六日の二日間に廣島の宇品港より共同運輸會社(日本郵船會社の前身)の熊本丸、高砂丸、廣島丸、鎌倉丸、肥後丸等都合十艘(御召艦共十二艘となる)にて一路、宇島港に向つた。

参謀長演習方略を發表す

茲に於て子爵中將高島演習師團長は命令を發した、即ち

一般 方 略

一、南軍（廣島兵）已に佐賀關海峽に進入し將に馬關海峽を占領せんとする依て
兵力を分ち宇島に上陸せしめ陸海兩軍相應じ以て其目的を達せんとする
一、北軍（熊本兵）は南軍の方略を謀知し馬關海峽の守備を嚴にし且つ小倉屯
在兵の一部を宇島に向はしめ尙ほ援軍の來着を待つ
と云ふにあり、

両軍の兵力

★北軍（熊本鎮台）

歩兵第十三聯隊

同 第十四聯隊

同 第二十三聯隊の一個大隊

同 第二十四聯隊の一個大隊

野砲兵、二個大隊

山砲二個中隊

工兵一個中隊

輜重一個小隊

★南軍（廣島鎮台）

歩兵第十一聯隊

同 第十二聯隊

同 第二十一聯隊の一個大隊
同 第二十二聯隊の一個大隊

騎 兵 隊

山 砲 各 隊

野 砲 兵 一 個 中 隊

工 兵 一 個 中 隊

輜 重 兵 一 箇 小 隊

之を統率する。

統監部以下諸將星

北軍の熊本鎮台には

一、旅團長陸軍少將國司順正（明治十五年二月より十八年五月迄、其次ぎは明治十八年五月廿一日陸軍少將に任せられ乃木希典閣下が第十一旅團長に次いて十九年七月迄三好重臣中將）

同參謀長小西素臣歩兵大佐

小倉十四聯隊にては五代の聯隊長友田義喬大佐の時

南軍の廣島鎮台には

一、旅團長、陸軍少將野崎貞澄閣下（明治十八年五月迄鎮台司令官たり全年五月より師團となり初代師團長は子爵中將野津道貫閣下となる）

同參謀長に青山朗歩兵中佐

「統監部」

演習師團長 陸軍中將 高島鞆之助

参謀長 歩兵大佐 阿武 素行

参謀長心得 同 少佐 井上 光

参謀 同 少佐 和智 重任

同 大尉 香川 景俊

砲兵大尉 草間 時雄

審判官 陸軍少將 黒川 直軌

同 步兵大佐 堀江 芳介

同 少佐 長谷川好道

同 川上 操六

同 大久保春野

同 高橋 雄則

福島 庸知

同 大尉 梶原 景謙

同 西原 幹

工兵大尉 平井 直

同 同 同 同

以上の如き諸将星に依つて組織になり、後年大將となられた方々多く、又日清、日露の戦役に活躍され今日の我國運の基礎を築き上げられた事を思ふ時彷彿として感謝の念と、當時の演習に肉躍り血を沸かしめる覺へしむるものがある。

天覽假敵壘

馬關を砲撃す

小松宮親王殿下には横濱、御發航以來、海上最も平穩にて御無事に十六日春色麗らかなる風光の地、馬關に一旦、御着あらせられ其の途上にて

「海戰開始」仮想、敵壘を左舷に控へた豊前國門司ヶ崎、と血山。右舷に長門の茶臼山（馬關）の三ヶ所に向つて御召船山城丸船上より天覽實彈砲擊を催し、着弾正確にして實に壯烈を極む、敵壘を沈默せしめて全夜は艦上馬關に御仮泊されたと承る。

御發着、發表の電報によると

小松宮今夕六時頃馬關御着明日正八時宇島へ御着の見込み

四月十六日

南北両軍戦闘隊形整ふ

南北両諸團將兵は既に一旬前から演習地に入り込み附近の測量を續けてゐたが愈々迫る演習の前日北軍の熊本部隊は敵を擊撲する目的を以て福岡縣行事村に到着し、先頭及び小倉部隊は宇島に向ひ、陣地を構築し、砲列に宇島龍王神社あり、又は宇島お臺場あり（元の宇島役場地）教校山には墓石を積み重ねて（之には豫め印を附し復舊に便ならしむ）砲壘とし其蔭に三門並列しあり、長元山附邊、道路には大小木を伐り倒したるもを横たへ針金を結へつけて鹿柴となす等、特に宇島の一線は嚴重を極む。

又南軍の廣島部隊、騎、砲、工、輜重の諸團は既に十五日、午後御用船肥後丸に依て宇島港に到着、直ちに上陸を開始して、其馬匹の夥しきに人を驚かしめ

續いて十七日未明、旅團本營以下の將兵を塔戴した御用船列行して堂々と到着する。すると各船の檣頭に滿艦飾を施して今しも御到着の 御名代宮御召船の奉迎に威容を呈し、拾艘の御用船が碇泊したるさまは壯觀を極む。

各將兵は宇品出航以來、瀬戸内の航海に時をり春小雨けぶりたるも海上は油を流したるが如き波靜かさに夢路の枕に宇島港に到着して元氣旺盛謂はん方なくまだ明けやらぬ頃の空ごんよりとした雲行は將に戰雲を漂はすものがある。

御召船宇島港御着

次いで皇族旗を檣頭に翩翩として春風に翻へして堂々白波を蹴つて入港したるは、

御名代小松宮殿下座乗の山城丸なりき、馬闌を御發航して豫定を早むること

一時間、時に午前七時之れ皇紀まさに二千五百四拾五年の明治拾八年四月拾七日なりき、時しも各船より一齊に二十一發の皇禮砲が般々として發射せられ、一發毎に渦巻く黒煙は海上を覆ひ其間囁嘵たる敬禮喇叭は各船に吹奏せられて莊嚴を極む。

歴史的曠古の 對抗運動開始

皇禮砲が終了し、稍々にして待機する百余隻の運漕船漁船は各船兵に近付き歩兵の上陸に備へんとして、茲に初めて大演習の幕が切つて落されたのである、先づ南軍が宇島波止場に向つて敵前上陸を開始せんとして之を見て邀撃する北軍の熊本鎮臺は南軍の廣島鎮臺に一彈を浴びせて茲にして忽ち龍戰寅爭の海陸

相對する大小砲火の激戦となる。

南軍は波止場の外、北軍の虛を突く作戦上防備手薄を見た、沓川浦沿岸に上陸地を發見して砲兵の掩護射撃に依つて又將校の指揮宣敷を得、両地より勇猛敢果に敵前上陸を敢行して戰鬪は愈々白熱化するに至り、流石の九州健兒も戦善能く努めたるも防ぐに利なく遂に西へと後退を初むるに至り、南軍の藝州健兒隙さず敵を猛撃して長驅、「椎田——溝石」の線に到りし時、北軍の主力は「西八津田——三ツ池」の線にあり南軍を邀撃せんとして、茲に両軍一大遭遇戦を演ずるに至り激戦、時余に達し、日没に至り北軍更に今川附近に退却の已むなきに至る。

之より演習の攻防は豫定の行動を見るも、其夜南軍の後續部隊は僅かに松江村附近まで進發して漸く午後八時、全線對持したまゝ夜を徹し壯烈極まる演習の

第一日を終つた。

この日は朝來曇天なりしも午後より晴れ渡り恰かも其の四月拾七日は陰曆三月二日の節句に當り野山に櫻花爛漫として咲、誇り世は陽氣々分を唆るの時、初めて觀る打ち合、初めて聽く大砲の音に、遠くは豊後あり、田川あり夥しき見物人が演習地京都、仲津、築城、上毛各郡として押し寄せたのである。

各鎮臺を見るに皆、六尺豊かにして、軍規の整然たる事、毫抹も冒すべからざるものあり、將校は胸に肋骨附服装を着して拔劍、指揮刀を脇に捧げたる姿勢は終始崩す事なく、其の軍隊的神氣は封建時代の古武士氣質が尙ほ失せず。勢は終始崩す事なく、其の軍隊的神氣は封建時代の古武士氣質が尙ほ失せず。西洋式軍隊編成となりて遠からぬ時代である。

御名代宮宇島港御上陸

「御名代小松宮様御上陸」この日初めて玉歩を九州の地に印させ給ふ宮殿下、御寶算卅九に渡らせられ颯爽たる御英姿を宇島港埠頭に御機嫌麗しく御上陸遊ばされたこと、拜するが、沿道幾千の民草は御英姿を拜せんものと堵列の中を馬上豊かに侍從、諸將星扈從の下に小今井邸へと御駐輦成らせらる。

當時、岸良福岡縣令は宮殿下を奉迎して隨行、小今井邸に入り演習の關係地先へ夫々架電する等多忙を極めらる。其の夜各宿舎中、高島演習師團長は月毛の馬に乘馬されたるは一際目立つてあり、宿舎沓川村尾家實藏宅に就かれたと。

演習の中心地は

豊前平野の新田原

明ければ第二日目の拂曉戦をして掉尾とし両軍、覇を競ふとも謂はん天下別け

目の日であり、殊に敗け嫌ひの北軍は前日もろくも敵に背を見せ、全團興奮して野營の夢をむさぶる隙もなく星明りを探りて行動を起し勇猛なる攻勢に轉した其の意氣當る可からず。両軍の戰線は節丸の輪成崎まで蜿蜒二里に垂んとす、最後の演習の中心地は豫定の如く新田原平野である。

御名代小松宮殿下には前日の御疲れもあらせられず未明早くも設けの新田原、丸山々頂の御野立所の仮御殿へと統帥旗を進められ錦旗翻へる、この丸山は饅頭形の小丘にして展望は周囲、數里一眸の裡に納め得る絶好の地、此處より殿下御統裁遊ばされたとのことである。(因に御野立所仮御殿は其後年久敷、腐蝕するまゝに任かせありしが) 縱て朝霧も晴れ陽光を浴びて両管下の諸團展開したる戰線は次第々に壓縮して、愈々最後の決戦を交へんとし、兵馬は寄せ波の如く、銃砲の轟きは百雷の落下するが如く、硝煙は天に冲して物凄く、

劍は閃く、馬は嘶く、と謂つた如く而軍敵身方何れも劣らぬ軍人の本領を發揮して最高潮に達したるさまは、さながら一幅の繪巻圖である、斯くする裡、各所に起つた進撃喇叭と物凄き突喚の聲に此處彼處あわや白兵戦を演せんとして間一髪、囁咤たる休戦喇叭は次から次へと鳴り渡り、茲に我國初めての大演習の幕は閉づるに至つた。

之れは云ふ迄もなく世界に比類なき殆んど實戰にも齊しき氣概を見せた兩屯諸兵大運動であつたと、何たる壯烈なる。

觀 兵 式

夫れより審判會議即ち講評に移り可驚、多數の諸星將、將校、大官連參集して開かれ

續いて、御名代宮殿下には新田原、追ヶ原、全所千百卅七番地外數番地域の廣場に於ける觀兵式場にて壯嚴なる觀兵式を御親閱あらせられ、而して將校以下に酒饌を賜ふたと。

終つて小松宮殿下には鹵簿蕭々と大本營なる、行事、館屋事玉江彦右工門邸へ御歸還成らせられたとの事。

是より先き玉江家にて同家を大本營に御治定となるや家族の者一同は邸内の土蔵へ疊敷をなして之れに移住し其の光榮に浴したと。大体に行事村は文官の宿舎に當て、長峽川を區割として大橋村は武官の宿舎配置になつたと。

旅 情 御 慰 の 催

「笠懸天覽」演習第三日目四月十九日は小松宮殿下、御旅情御慰めの爲め催さ

れたる小笠原家々傳の古式、笠懸奉供天覽は時恰かも墓參のため歸省中の小笠原伯爵は岸良縣令を通じて申出により、大橋八幡神社境内馬場にて催さる。此日正式場には早朝より儀仗の將兵大隊と貴顯の方々多數整列し又は民間側には特別拜觀章を佩する人々を以て入場を制限せられて、午前七時三十分宮殿下には御馬上にて隨行官を從へさせられ宿所御出門式場へ入御遊ばざる。馬場本右の方へは小笠原忠忱伯を初めとし弓箭掛一同皆鳥帽子、直垂、鞘卷足半姿にて奉迎して式に移れば忠忱伯は一々之に挨拶をなし得意の笠懸引箭競技を台覽に供し奉つた。宮殿下には殊の外御満足の恩召にて、御臨席に忠忱伯を召され金壹封を御下賜さる。時に午前十一時半終了と共に宮殿下は宿所へ御還行遊ばざる。感激の小笠原伯は直ちに御宿所へ伺向して御禮を言上して午後一時お供、原喜一郎、大村篤の馬乗二人と馬丁芳五郎を從へ大橋出發、小倉に向ひ午後四時自此旨相達候也。

倉着、銀行支店へ投宿、小松宮殿下奉送に待受申上た。

小笠原家の舊記

當時の小笠原家、記録に見る。

四月十七日 曇

笠懸御覽の儀にて縣令より御文書左の通り、
御名代小松宮明後十九日午前七時三十分御旅館御出門、大橋村八幡社境内に
於て笠懸御覽に相成候旨、御名代宮隨行、杉宮内一等出仕より達し有之候條

此旨相達候也。

明治十八年四月十七日

福岡縣令 岸 良 俊 介

從五位伯爵 小笠原忠忱殿

四月十九日 晴

一、今曉午前三時御家法掛、矢島重威、笠懸的前ニ於テ法式ノ如ク祈念ヲナシ祓有リ、加賀美藤太、市川東馬、犬甘秀丸、大島渚、相從テ其式ヲ執行ス、同刻ヨリ笠懸掛リノ面々一同、豊津ヲ出發シ大橋門樋町、宿所ニ相越ス、馬モ一同、牽來リ夫々宿所ニ於テ各役務ノ用意ヲナス馬ハ馬立ニ繫キ夜ノ明ルヲ待チ掃除等ニ注意ス、午前七時三十分ニ至リ、

御名代之宮臨御ノ旨、申來ル則チ總奉行、忠忱公以下笠懸掛リ一同介添、矢取ニ至ルマデ皆鳥帽子、直垂、鞘卷足半（介添ハ小素柏矢取ハ白丁鞘卷ヲ帶セズ）ニテ馬場本右ノ方ヨリ立並テ奉迎ス。

御名代ノ宮ハ御馬上ニテ御覽所へ御出、自余ノ諸官護衛兵ハ表鳥居外ニテ

馬ヨリ下リ隨從ス。

御覽所ニ着御者上總奉行忠忱公進シ、笠懸ヲ始ムル旨ヲ言上有リ夫ヨリ的前ニ於テ射禮、畢テ退ク射手一同馬場ニ出テ乘馬免許ニ因テ馬場ヲ退キ各乘馬シテ馬場サクリヲ乗リ通シ先ヅ笠懸ヲ射ル繼テ草鹿及團物ヲ射ル畢テ馬場末ニテ各馬ヨリ下リ馬場本ニ返ル帳付日記ヲ御棧敷ヘ出タス復タ的前ニ於テ射禮、畢テ退ク次テ役々一同退ク、忠忱公又笠懸濟タル旨言上有リ。（笠懸式ノ始末ハ天覽、笠懸記ニ載ス別冊ニ在リ）

忠忱公ヲ御覽所ニ被召笠懸御覽成サレタルニ付金百圓ヲ下賜セラル。

直チニ還行奉行始メ馬場本左ノ方ヨリ立並ンデ奉送ス。
笠懸御用掛リヘ奉迎、奉送共鳥居外ニ立並ブ時ニ十一時三十分ナリ。

小倉御着

時に小松宮殿下、帝都御還行の道程に就ては小倉市民の赤誠込むる御駐輦請願を容れさせられ御附武官、坊城歩兵大尉、瀬戸口工兵大尉、家扶、家從を從はさせられ其他多數大官連と共に行事村を午後御發輦あらせられ途上曾根に御少憩、全八時小倉御着、（附記宿泊所は廣島屋事守永邸の由、御飯泊所は最初の御豫定は馬關 西南部町百十國立銀行支店との様子と拜しらるゝところなりしが、小倉へ御駐泊遊ばされしとのこと）其の晩に到り、春日和に恵まれた演習も次第に天候險惡となりしは戦塵を拂ふ爲めなりしならん。翌廿日午前十時、九州の地を最後にして小倉より御乗船、馬關へ御渡峠、海路御歸途に御就航成らせられたとのこと。

各將兵の原隊歸還

「諸閨將兵の歸還」に就ては演習終了後の翌十九日小倉鎮臺は正午歸營し、肥後大砲隊は其夜小倉泊りして福岡經由に其他歩兵は香春、崎山等のコースに廿五日原隊に歸還し、廣島鎮臺の歩兵第十二聯隊と第廿二聯隊第一大隊は宇島港へ引返し翌十九日今地乘船海路を攝り、他の歩兵第十一聯隊、第廿一聯隊第一大隊、砲、工、輜重兵は十九日足立通り八丁越し大里に到り馬關に渡峠し得たるも其の一部隊は漸く午後九時大里の濱に着き、折柄海上、風浪の爲、同地一泊、翌廿日尚ほ風浪止まず通峠の未成備時代ではあり辛くも徵發の小船に依て遂に朝九時渡峠を終へ、馬關より陸路歸還の途に着いたのである。往く度豪雨は來る街道第一の難所、金明寺峠も突破して夜も日に繼ぎ廿三日午後十時廣島

の原隊へ歸還。廿五日召集兵は歸郷せしめたとの事である。

即ち演習の正味は二日、出發より歸還に費す迄約二旬にして大團圓を告げたのである。此演習こそ日本最初の大演習、之を名付けて「廣島・熊本兩鎮台諸兵大演習」一名神龜對抗運動と稱す。

演習豫備資料

(一)

次ぎに演習に附隨する資料として五六の雑記を補足すれば

一、築城、上毛両郡に於ける將兵宿舎戸數調べによると

宇島村	二七五戸
赤熊村	一〇一戸
沓川村	七一戸
八屋村	三〇〇戸

四郎丸村	一四八戸
松江村	一五五戸
有安村	一〇五戸
港村	二二六戸
椎田村	一三五戸
計	一、五一六戸
坪數	一萬九十七坪

通船代用に上申した漁船は宇の島の外高濱、松江、湊、蓑島邊にも及び其内宇島浦より上申したものは、

船數及賃金見積書

一、八人乘解舟漁船、宇島在合せ百六十五艘 (一艘賃金五十錢)

一、四十人乗小廻船、宇島在命せ七艘 (二艘賃金貳圓)

一、七十人乗小廻船、宇島在命せ六艘 (二艘賃金四圓)

明治十八年三月二十日

全上諸物價

當時宇島附近物價調べ

(二)

一、玄米 二石二付 六圓四〇〇厘

一、白米 " " 七、〇〇〇

一、大麥 " " 三、〇〇〇

一、大豆 " " 五、〇〇〇

一、米糠 " " 一、〇〇〇

一、マグサ 一貫 〇三〇

一、藁 〇一〇

一、牛肉 上 〇三〇

一、同 通常 二〇〇

一、生鮪 五〇〇

一、ボラ 二五〇

一、ブリ 一二〇

一、午ボウ 〇七〇

一、葱 〇五〇

一、人參 〇六〇

一、蓮根 三〇〇

大根
干
梅
鹽
み
蒜
木
上
下
人
力
車
荷
フ
ラ
シ
油
醤
油
炭
炭

一升
足
里二付

○八五
○二五
○二四
○二八
○二三
○二二
○一七
○一六
○一五
○一四
○一三
○一二
○一一
○一〇

止宿料 上等 二二〇
同 中等 一八〇
同 下等 一三〇
同 木賃 一〇〇

又明治十五、六年物價比較表（明治十八年三月廿日調べ）

十五年

十六年

一、玄米	一石	七〇九〇	四八二〇
一、精米	〃	八一一五	五三四六
一、塩	〃	一五四三	一三七三
一、麥	〃	四二五〇	二七六九
一、醬油	〃	七六三四	七〇一〇

一、味噌 一貫 二三一〇 二七九
一、米炭 ノ 〇四六 〇四二
一、薪 ヲ 〇二〇 〇二二
一、瀬物 四斗一樽 一〇八三 一〇六七

明治廿七年度物價

一、玄米 一俵 二三〇〇
一、麥 グ 二三〇〇
一、酒 一升 一〇〇〇
一、夫工日役 一〇〇〇

小倉市民の赤誠

小倉市民の、御駐輦請願書は左の如くである。

請願書

今回行はるゝ不期對抗運動、聖上御親閲の爲め當小倉市街御通輦遊ばざるゝに付當地御駐輦之儀聖上御風氣之御模様にて御親閲御延引御代覽之儀被仰出實に當地人民の失望之に過ぎず然るに前條請願致したる如く千一、聖上御一泊在らせらるゝ節、當人民一般の祝意を表する爲め煙火等の準備仕り居事にて今更止むべき義も遺憾の至極と奉存處より御名代小松宮殿下の御通輦且、御一泊を請願し明治昭代の時運を奉賀し聊か人民の祝意を全う仕度候に付何卒還御の際、當小倉市街へ御一泊被爲遊候様只管人民渴望之至りに候願くは右之至情御洞察被下其筋へ御執奏相成願意御許容あらせられ候様御執成被下度此段奉願候也

明治十八年四月十七日

小倉町人民惣代

松田和七郎印

守永勝助

神崎徳藏

阪本治三郎

成就一郎

西村善造

早水利一郎

達見幸七

西村善造

阪本治三郎

成就一郎

西村善造

早水利一郎

西村善造

早水利一郎

西村善造

早水利一郎

西村善造

福岡縣令 岸良俊介殿

前書之通り相違無之候ニ付捺印仕候也

右 戸長 林 太次郎印

行事、飴屋事王江彦右工門氏は大本營たりし慰勞に京都郡役所より左の如き招待狀に接したりと。

魚住治左工門
古賀庸三
宇土治八郎
右田善右工門
近藤彦右工門
大東勝臣
小澤泰助

行在所御用仰蒙られ候に付ては一方ならず御配慮深察致し候、當銜に於ても
一同輶掌致し候に付聊か其勞を慰せんが爲め明後二日道場寺、天覽所邊へ兎
狩として出掛け候覺悟に付御同行致し度候條同日午前九時頃より役所へ向け

御出馬相成度右御案内申上候也

明治十八年四月三十日

京都仲津郡役所庶務課

玉江彦右工門殿

× × ×

演習餘談

最初宇島敎校山から打出した太砲の音に全所乗桂校の繪女の如きは轉倒して暫

し胸塞ぎしてゐたと曰ふ、初めて大砲の音を聽いたる騒動もあつた。

新田原にて激戦愈々白熱化した頃何處よりも砂弾を發射したるものあり
て廣島鎮台之に二名傷き、九州鎮台は乱暴でがんすのうと曰つたと、如何に此
演習が眞劍味なりしかを窺ふに足る。

熊本鎮台の廣瀬主計は八屋、前川間にて騎馬中、軍用金　萬五千円を落失して
遂に歸營後、責任感から割腹したと曰ふ可憐な咄も残れり。

一兵卒の記行文

又大分縣中津人にて廣島鎮台一輜重兵、中村恭三郎と謂ふもの豫備役にて演習
に召集せられて記行文あり、之は演習記事よりも往時の人情風俗を語る好資料
たり、或は花を賞で歌となし、詩を賦しては其の風流將に躍如たり。是又、演

習の好資料なるが爲なり。

演習日記

明治十八年四月十七日陰、午前第七時小松の宮の一汽船入港と等しく各船より歩兵を上陸せしむ陸續として斷へず陸に近づくに從て敵兵丘上より大小砲を續發す砲雷火雨とは是れなり然れども兵士の勇敢と將校の指揮宜しきを得たるが爲め遂に此の猛烈なる抵抗を防げて陸に上るを得たり。

午後第八時松江村に着し一の巨刹に舍營す。該對抗の勝敗は他日に譲る。

十八日晴 午後椎田に至る見る所なし晩來一旅亭に小酌を催ふす一帶の晚烟は濱岸の松林に横たはり眼前の花は黃白嬌撫して舊友の來遊を謝する者の如し首を廻せば己に十有數年吾が曾て屢々來遊せし地にして海上渺茫を見て遠遊の念を起せしむ亦此地なりし唯恨む花木にして今や其色を増す一層なりと

雖ごも人は業成らずして頭に自糸を交へ再び此地に來らんとは花似人不同の嘆禁する能はず青燈に向て泣然たり深く花木にはづ演習の有様は目撃せざるを以て記し得す

萬花開復落 歳月去難留

感舊詩杯裡 燈前淚自流

十九日午前晴、後曇晚雨、正午鉄馬に跨て椎田を發し行き彦山、犬ヶ岳、馬ヶ岳の諸山を見れば春綠萌出、艷にして招くが如く我家の築山とも云ふふべき普地山は稍、雨意を催して我が家に歸らざるを悲しむに似たり。

花と共に落る涙を止めもあるす

こま踏みならし過る古門

斯くて行く程に大里の濱に出し頃は午後九時過なり風波のため渡り得ず遂に

此地に一泊せり。

廿日、午前第九時濱に出て硯の海を見る濤聲怒氣を含みて激し文字の關は鳥語哀情を洩して悲し、嗚呼悲哉十年前此地方に遊びし時は青衿白笠進退自在心中自ら快樂ありしも今や車塵馬蹄の間に在りて事務の忙、忽時としては喫飯の閑暇たる得る能はず况や詩を賦し歌を詠するが如き胸中萬卷の文章を藏す者に非らざれば能はず不き不能の吾輩如き豈此間に縱横するを企つべけんや記中二三の蕪稿を出す者は唯、馬頭睡眠の余事他は之を嗟嘆に附するのみ。小船にて激浪の中を僅かに馬關に涉るを得たり、此地は吾國の咽喉にして中國商賣の淵數なれば大小の商船多く此港に輻湊す其繁榮、稍見るべき者あり、龜山々頭の櫻花、春風を迎へて繽紛落る雨の如し廣陵所々の花も已に期に後れたるかと座ろに惜春の情に耐へず。

午後二時豊浦に至り喫食す暫くして發行、左右の林巒桃爛漫白雲の翻るかと訝かる時に一陣の輕風來るときは紛々雨と共に降る櫻雪折雨聲なくして寂々たり雲中の風光、之を以て魁となす路程少坂多く泥滑にして馬蹄を沒す、厚狭に至る間は春花に加ふるに解語の花の嬌たるあり日迎して之を送り美にして艷と云ふ、啻に一二回のみならず亦旅行中の一快絶矣。

閑途琴聲果誰家　眼前溪流石路斜

一抹翠烟是桃季　滿山白雲皆櫻花

新柳得雨畫猶睡　黃鳥出谷飛復至

獨不墨提十里春　遊跡隨處耐買醉

厚狭を經て路程の益困難を極むと雖も風色益々情あり眞に是、花を濕して涙あるが如く柳に着て半は烟となる烟雨密々中、杜鵑一聲を聞く。

水深泥滑小橋低　十里行程沒馬蹄

春老滿村梨木白　一梨烟雨杜鵑啼

午前第二時、小郡に着し逆旅雲烟樓に投す半夜枕を欹て、之を開けば天僅に晴ると雖も蛙聲雨の如く所謂、春は無邊略々の中にあるものか此地方風俗稍、敦厚婦女子に至るまで禮あり同地二里前より村落、田間を撰ばず、燈を排け道を照す、泥濘と雖も行歩に苦まず、頗る便を得たり。

廿一日陰晴不定、午前第九時發馬頭左右を顧れば數百、武を隔て、立石山巍然として聳、岩石突屹、樹木古奇、殆んど我郷の八面山に髣髴たり、濃にして山雲漸く岫を離る真に是、雨後の青山新得意なるもの半服に白堊一帶、太古羅馬城堡の如きものあり土人に問へば則ち佛寺なりと已にして長澤の湖に掛す、周圍大約二里半、鳥多し松間桃花を交へ水面に横る風色、筆端に盡し

難し之を評して唯、畫も如かすと云はんのみ此湖の南端を突貫する道を通過す却て馬蹄の神速なるを恨む。

思ひきや暫し戦の駒とめて

名も立石の山を見んとは。

紅を松の緑にこきませて

春の色とやうつる池水。

春雨にいと足なやむ旅人の

旅路も長き長澤の池。

やがて一の舟橋を渡り宮市を経て富海に至り景色頓に凡様にして見るに忍びす、記す處とならず。

午後第三時、徳山に入り民風、土地と共に野鄙、婦人便帶を用ひず僅かに一

の小帶を結び外套を以て周囲の外貌を掩ふ者多し

廿二日晴、午前第十時半徳山を發し今市高森を經て街道第一の峻嶮と稱する所の金明寺峠に掛る一步は一步より高く鉄馬も爲めに白沫を噴く土人曰く高森を發し岩國に至る迄山程上下四里なりと路傍の落花殊に寂寥を覺ゆ。山を下れば已に岩國にて日は西山に没して有名なる錦帶橋を架せる錦川も晩烟に罩められ、行人地上僅かに瘦顯を留むる頃なりし。

鳥啼花謝有誰憐 鉄馬踏春渡錦川

橋勢如濤沈復起 長虹影落朱接前

一の旅亭に宿す、此地は風概して豪私窓子、多しと尋常旅亭の婦女子も亦艶情を促すの口氣あり、梅毒の漫延想像すべし廣陵に近づくに從て此有様を呈する者は抑々何ぞや道德地を拂て軟嫋風をなす者は亦都會の常か嗚呼嘆ふ可

きなり。

廿三日晴、午前第八時岩國を發す、道路極めて平坦、一里余にして新港に出す是より行程始終海邊なり嚴島、極樂寺山等二眼に落來り久潤、故人に逢ふの思あり地の御前と名づくる地に至る前嚴島最も近いとす天、靜なる時は鳥語人聲、皆取るが如し。

春も今くれんとすらん名も高き

いつきの島に杜鵑なく

第九時、廣島に入る隊伍肅然、其兵士を顧れば面色、黛黒凱戰爽快の色、顔に溢る路傍之を祝する者、雲の如し十時我觀雲亭に歸り初めて枕を高ふして閑夢を貪るを得たり漫に一絶を賦す

回頭世上半蒼蠅　迂闊從來少好明

別有青山流水在 新詩釣得入廣陵

廿四日晴、眼を開けば朝暉瓈窓を穿ち鳥園林に噪ぐ春眠暖を覺へず處々啼鳥を聞くと古人我を誣さるなり。

廿五日晴、召集の兵をして歸郷せしむ筆を獲麟ならて解隊に擱くこと爾り。

× × ×

附記

此の日本陸軍、最初の大演習となつた新田原に思ひ起すは素と同地は晝尚ほ暗き鬱蒼たる原始林、數里に亘る平野にして、街道はあれど通行人さへ稀な物騒千萬な地と謂はれたのが其の演習直後、僧西村法劍和上に依て初めて其の荒野が開墾され、桑園となり、現在は柑橘の產地として名をなして居る。西村和上は身に粗衣、粗食を甘んじ説法の上りものは擧げて窮民に施與するを以て能事

としたるは有名にして眞に言實、實行の教導師であつた。

各所記念碑の存在

以上の如く我帝國として、我郷土として最も印象深き大演習でありこの光輝を記念して永久に傳ふる。左記の碑表が建設せられあり。（口繪參照）

（其二）

一、演習の中心地たる御野立所、福岡縣京都郡仲津村大字道場寺字丸山四百四拾五番地

即ち丸山の山頂に建てられたるもの

「兵農維一」

元帥伯爵 奥保鞏篆額

明治拾八年第一次陸軍特別大演習中代統小松宮殿下御野立之地

大正十三年爲皇太子殿下御成婚記念

仲津村農會謹建之

勝照恐惶撰

題字揮毫の、奥元帥は素と小倉三代目の聯隊長なり。

撰文は元縣會議員筒井省吾氏

(其二)

一、京都郡行橋町（元大橋村）氏神、八幡神社境内馬場に建てられるもの

『彰仁親王笠懸臺記念碑』

(其三)

一、福岡縣築上郡（元上毛郡）八屋町宇宇島

小今井家邸内に昭和九年三月大演習五十年を契機として出願、建設したるもの（口繪参照）

『小松宮台臨碑』

海軍中將從三位勳二等功四級 飯田延太郎謹告

裏面の撰文は恒遠麟次先生の書になり、左の如し

小松宮臺臨碑

明治拾八年四月。當ニ師團編制之初ニ。車駕將下幸ニ我が豊前親王閣シタマハント
藝肥両屯兵之對抗大演習上欽命豫定ニ行在所ナ於宇島町小今井潤治翁邸ニ。

而聖上俄不豫。使ジタマフ小松富彰仁親王チシテ代シテ立シタマフ焉。親王ハ海路發シテ横濱ヲ。以テ同月十日ヲ從ヨリ宇島港ヲ上陸。直ニ臨リ覲セラル于小今井邸モ。統裁四日ニシテ而班玉輦。謹シテ按スルニ居リテ治レ不忘レ亂ヲ。講ヒ武ヲ練リ兵ヲ。或ハ遊豫樂シ俗ヲ綏メ。遠キ。古聖ノ所ニ以敷レ治ハ弘ニ化ナ之道也。明治天皇ノ中興。首トレテ有リ此ノ舉。親王雖レトモ代カワセラルト之。小民生ニ西陲スヰ而シカ親ニ拜シ儀衛之肅穆ヲ縱ニ觀セシハ振武之盛典ナ。幸ヒ亦甚ダ也特ナリ小今井家ハ。因ニリテ翁ノ積德之所レ致ス。忝タモ春ニ迎ム金枝玉葉之芳趾一。餘薰已ニ五十年。豈ニ爲メニ後昆不レ傳ニ其榮譽ヲ而シカ可シ乎。後裔本次君ハ固ニ尊皇室之念夙ニ篤シ。恐ミ聖蹟久而或ハ歸ニ煙滅シ。每ニ加シ甘棠敬愛之意。適遭ヒ皇儲降誕之慶事一。又得ニ友邦滿洲ノ新帝國建設之吉報ヲ。茲ニ祈シ皇威ノ益々發揚シ。國民精神ノ愈々作興セシゴトナ爲メ記念一建レ碑ヲ表レス之。是レ即シ報恩追孝之美舉ニシテ。其ノ足ニ以維ニ

持スルニ世道人心ヲ也必矣。乃謹シ其梗槩ヲ使シム刻ニ于碑ニ

日

恒遠麟次謹撰

建設後援者

在鄉將校團長

海軍々醫少將

今吉政吉

聯合在鄉分會長

陸軍中佐加來和市

宇島町會議員辛島並明

以上は枝葉の事項多々なりと雖も之は一編に演習資料の正鵠さを期する上に於

で蒐集し得たるものを見残さず記述したものなるが故、一面往時の物語り、又は今昔を偲ぶ参考資料とも思慮したる次第なれば幸ひ御諒察せられんことを。終りに臨んで淺學菲才を不肖拙筆の御清讀を多謝し擗筆とす。（をはり）

廣島熊本両鎮台諸兵大演習記終

昭和十一年十二月二十五日印刷

（非賣品）

福岡縣築上郡八屋町大字宇島一二九番地

編 輯 人 辛 島 並 明

福岡縣築上郡八屋町大字八屋二〇二五番地ノ二

印 刷 人 大 江 俊 明

福岡縣築上郡八屋町大字八屋二〇二五番地ノ二

發 行 所 株式 大 江 印 刷 所